

横浜市営住宅条例施行規則 新旧対照表

現行	改正後
<p>(提出書類及び審査)</p> <p>第5条 前条第2項の規定により抽出された者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認める場合には、市長は別の期日を指定することができる。</p> <p>(1) 入居しようとする者全員の住民票の写し</p> <p>(2) 住宅に困窮していることを証する書類</p> <p>(3) 収入(条例第2条第6号に規定する収入をいう。第23条第3項第1号及び第2号並びに第4項第1号及び第2号を除き以下同じ。)を証する書類</p> <p>(4) 住民税の滞納がないこと又は住民税を地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第10号の特別徴収義務者(次条において「特別徴収義務者」という。)に納付したことを証する書類</p> <p>(5) その他市長が必要があると認める書類</p> <p>2 条例第10条第2項に該当する者は、入居の申込みの際、前項各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する期日から30日を経過する日までに同項各号に掲げる書類の提出がない場合は、条例第9条に規定する入居の申込みがなかったものとみなす。</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項の規定により提出された書類により、入居者資格の有無を審査し、当該書類を提出した者に対し、その結果を通知するものとする。</p>	<p>第5条 前条第2項の規定により抽出された者及び公募に申し出た申込者のうち条例第10条第1項の規定による公開抽選の対象とならない者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認める場合には、市長は別の期日を指定することができる。 (第1号から第5号省略)</p> <p>2 条例第10条第2項に該当する者は、入居の申込みの際、前項各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する期日から30日を経過する日までに同項各号に掲げる書類の提出がない場合は、条例第9条に規定する入居の申込みがなかったものとみなす。</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項の規定により提出された書類により、入居者資格の有無を審査し、当該書類を低出した者に対し、その結果を通知するものとする。</p>